

所管部課		総務部防災安全課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市組織規則					
	部課機関	企画政策課					
1. 要 旨 東大和市組織規則の一部改正に伴い市の災害対策本部の組織を再編成し、併せて分掌事務のうち、避難所の開設、運営等の態勢充実を図るため、東大和市災害対策本部条例施行規則について所要の改正を行う。 (1) 主な改正点 - 令和6年4月1日付けで予定されている組織改正に伴い、災害対策本部の部の名称、各班の編成を一部改正する。 - 災害対策本部の分掌事務のうち、避難所開設及び運営、二次避難所開設及び運営を統合する。 (2) 施行日 令和6年4月1日から施行する。 (3) 影響及び効果 - 市の組織及び事務分掌並びに実務と当該規則の整合性を図ることができる。 - 災害時に、人員を効率的かつ効果的に活用することができ、避難所開設及び運営等の態勢の充実を図ることができる。							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み							
3. 留意事項 (問題点等) 特になし							
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。